

業務方法書

奈良県農業信用基金協会

奈良県農業信用基金協会業務方法書

第1章 総 則

(保証する債務)

第1条 この協会が保証する債務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員たる農業者等（定款第2条第2項の農業者等をいい、その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下同じ。）が次の各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）のいずれかから第6条第1項に規定する資金を借り入れることにより当該融資機関に対し負担する債務
 - ア この協会の区域の全部又は一部をその地区とする農業協同組合であつて農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行うもの
 - イ 全国共済農業協同組合連合会
 - ウ 農林中央金庫
 - エ 銀行
 - オ 株式会社商工組合中央金庫
 - カ 信用金庫又は信用金庫連合会
 - キ 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会
- (2) 奈良県農業協同組合が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の委託を受けて農業者等に対する貸付け（以下「委託貸付」という。）を行った場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証したこととなる債務（以下「農協保証債務」という。）

(基金の管理方法)

第2条 この協会の基金は、次の各号に掲げる方法によって管理する。

- (1) 奈良県農業協同組合、農林中央金庫又は銀行への預金
- (2) 国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券の保有
- (3) 金銭信託（元本補てん契約のあるものに限る。）又は貸付信託の受益証券の保有
- (4) 社債券（本邦企業が国内で発行する普通社債であつて公募債（このうち無担保普通社債の取得は、A格相当以上に格付けされたもの）に限る。）の保有

(独立行政法人農林漁業信用基金からの借入金の管理方法)

第2条の2 この協会は、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「法」という。）第9条の2第1項の資金を、前条各号に掲げる方法により管理する。

(保証の金額の合計額の最高限度)

第3条 この協会の保証の金額の合計額の最高限度は、保証（極度貸付（農業経営改善促進資金（農業経営改善促進資金通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づく資金をいう。以下同じ。）に係るも

の及び理事会が定めたものに限る。以下同じ。)の保証を含む。)に係る元本の残高に係る保証の額(独立行政法人農林漁業信用基金との間において保険関係が成立している保証にあつては、当該保険関係に係る保険金額に相当する額、一般社団法人全国農協保証センター(以下「センター」という。)との間において再保証関係が成立している保証にあつては、当該再保証関係に係る保証金額の2分の1に相当する額の残高を控除した額)の合計額が、特定資金にあつては、特定資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額(第24条の規定により償却した求償権であつて特定資金に係るものの額に相当する額を含む。)の1.5倍に相当する額となる場合の保証残高(保証に係る借入金の元本、利息及びその債務の不履行による債務保証契約で定める遅延損害金の合計額の残高をいう。以下本条及び次条において同じ。)の合計額とし、定款第2条第1項第1号ニに掲げる資金で特定資金でないもの(以下「一般資金」という。)及び同項第2号に掲げる債務の保証(以下「副保証」という。)(本条において「一般資金等」という。)にあつては、一般資金等に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額(第24条及び第24条の18の規定により償却した求償権であつて一般資金等に係るものの額に相当する額を含む。)の2.5倍に相当する額となる場合の保証残高の合計額とする。ただし、第20条第1項及び第24条の13の規定により弁済することによってこの額を超えることとなる場合は、この限りでない。

2 前項の特定資金とは、次に掲げる資金をいう。

- (1) 農業近代化資金(定款第2条第1項第1号イに掲げる資金をいう。以下同じ。)
- (2) 農業改良資金(定款第2条第1項第1号ロに掲げる資金をいう。以下同じ。)
- (3) 青年等就農資金(定款第2条第1項第1号ハに掲げる資金をいう。以下同じ。)
- (4) 農業協同組合が、公庫から株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。)第11条第1項第1号の規定による別表第1第8号の下欄のイからチまで、ネ又はナに掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農業を営む者又はその組織する法人に対して貸し付ける資金
- (5) 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第65条)第4条第1項に規定する承認特定農産加工業者等(同法第3条第2項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。)が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って同法第3条第1項に規定する経営改善措置又は同条第2項に規定する事業提携を行うのに必要な資金
- (6) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第9条第1項の認定を受けた者が同法第10条第2項に規定する認定処理高度化施設整備計画に従って同法第7条第2項第2号に規定する処理高度化施設の整備を実施するのに必要な資金
- (7) 農業経営改善促進資金
- (8) 農業信用保証保険法第2条第3項及び第66条第1項第1号の規定に基づき、主務

大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件（平成10年6月17日大蔵省・農林水産省告示第32号。以下「告示」という。）第1条第1号イに掲げる資金のうち家畜等の購入又は育成、肥料、飼料等の購入に必要な資金（独立行政法人農畜産業振興機構からの助成に係る利子補給又は原資預託があるものに限る。）

（9） 告示第1条第1号ロからニまでに規定する資金

3 第1項ただし書に該当する場合には、保証残高の合計額が同項に規定する額を下ることとならなければ、新たに保証することができない。

（1被保証者についての保証の金額の最高限度）

第4条 この協会の1被保証者についての保証の金額の最高限度（以下「1被保証者保証限度額」という。）は、次項に規定する場合を除き、その者の保証（極度貸付の保証を除く。）に係る元本の残高及び極度貸付の保証に係る極度額に係る保証の額の合計額（以下「保証合計額」という。）が、特定資金にあつては当該資金の貸付限度額、一般資金にあつては次に掲げる額となる場合の保証残高の合計額とする。ただし、一般資金については、理事会が特に必要と認めた場合には、この限りでない。

（1） 個人にあつては 3, 600万円

（2） 個人以外の者のうち農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者にあつては 7, 200万円

（3） 前各号に掲げる者以外の者にあつては 15, 000万円

2 農商工等連携事業認定者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条に基づく認定を受けた農商工等連携事業計画に従って同法第2条第4項に規定する農商工等連携事業を行う農業者等をいう。以下同じ。）又は経営承継認定者（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条に基づく認定を受けた農業者等をいう。以下同じ。）が当該認定に従って行う事業に必要な特定資金及び一般資金（以下「認定事業資金」という。）に係る1被保証者保証限度額は、その者の認定事業資金の保証合計額が次に掲げる額となる場合の保証残高の合計額とする。

（1） 農商工等連携事業認定者にあつては 20, 000万円

（2） 経営承継認定者にあつては 20, 000万円

3 この協会の副保証に係る1被保証者保証限度額は、農協保証債務の額とする。

（被保証者の資格）

第5条 この協会の被保証者たる資格を有する者は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 第1条第1号に掲げる債務に係る保証にあつては、会員たる農業者等であつて、融資機関から資金を借り入れようとするものとする。

（2） 副保証にあつては、公庫と公庫法第14条第1項の規定に基づき業務の一部を委託する契約（以下「業務委託契約」という。）を締結している会員たる奈良県農業協同組合（以下「受託農協」という。）とする。

(保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度)

第6条 この協会が保証することができる借入資金は、特定資金及び次の各号に掲げる一般資金とする。

(1) 第4条第1号に掲げる者の事業又は生活に必要な資金

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる者の事業に必要な資金

2 前項の借入資金の借入期間の最高限度は、特定資金にあつては当該資金の償還期間の最高限度、一般資金にあつては25年とする。ただし、一般資金について理事会が特に必要があると認めた場合には、この限りでない。

3 この協会が副保証することができる委託貸付に係る資金（以下「貸付資金」という。）は、業務委託契約に定める資金とする。

4 前項の貸付資金の貸付期間の最高限度は、当該資金の償還期間とする。

(保証の範囲)

第7条 この協会が保証する債務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1条第1号に掲げる債務に係る保証にあつては、その保証に係る借入金の元本、利息及びその債務の不履行による債務保証契約で定める遅延損害金の合計額の残高に100分の100を乗じて得た額とする。ただし、理事会が特に必要と認めた場合には100分の100以内で定めることができる。

(2) 副保証にあつては、受託農協が負担する農協保証債務と同一とする。

第2章 債務保証業務

第1節 保証契約の締結及び変更

(基本契約)

第8条 この協会は、定款及びこの業務方法書に従って行う債務の保証業務を運営するために必要な事項について融資機関とあらかじめ基本契約を締結するものとする。

(委託による保証)

第9条 この協会は、第6条第1項に規定する資金を借り入れようとする者の委託によって保証する。

(保証の委託申込み)

第10条 この協会に保証を委託しようとする者は、借入れの申込み（極度貸付の保証を委託しようとする場合にあつては極度貸付に係る取引契約の申込み）の際に、この協会に対する債務保証委託申込書をその申込みをした融資機関に提出するものとする。

2 前項の債務保証委託申込書の提出は、書面をもって行うことに代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて受信者において具体的内容が確実に記録されるものをいう。以下同じ。）により行うことができるものとする。

(保証契約の締結)

第11条 融資機関は、この協会の保証によって貸付け又は極度貸付に係る取引契約をし

ようとするときは、前条の債務保証委託申込書にその融資機関の意見書を添付して、この協会に送付するものとする。

2 この協会は、前項の書類を受理したときは、速やかに審査し、必要があると認めるときは、保証の委託申込みをした者について実地に調査するものとする。

3 この協会は、前項の審査又は調査をしたときは、速やかに、保証の委託申込みに対する諾否を決定し、次に掲げる者に対し通知等を行うものとする。

(1) 委託申込みを承諾することを決定したときは、融資機関に債務保証委託申込みに係る承諾の通知書を交付するとともに、保証の委託申込みをした者に承諾の旨を通知する。

(2) 委託申込みを拒絶することを決定したときは、その旨を融資機関及び保証の委託申込みをした者に通知する。

(3) 融資機関及び保証の委託申込みをした者から申出があった場合には、法第66条第2項の規定を踏まえ、債務保証を行わない旨の意見書を融資機関に提出するとともに、提出することを決定した旨を保証の委託申込みをした者に通知する。

4 前項の保証の承諾の通知を受けた者がその融資機関から前項の保証の承諾に係る資金を借り入れようとするときは、債務保証委託証書をこの協会に提出するものとし、この協会は、債務保証委託証書を受理したときは、速やかに債務保証書をその融資機関に交付するものとする。

5 第1項の債務保証委託申込書及び融資機関の意見書の送付、第3項第1号の債務保証委託申込みに係る承諾の通知書、第3項第3号の債務保証を行わない旨の意見書の提出並びに前項の債務保証委託証書の提出及び債務保証書の交付は、書面をもって行うことに代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

(特別貸付保証契約の締結)

第11条の2 融資機関は、この協会の保証によって特別の貸付け(1の貸付けに係る貸付金の額が一定額以下のものであって、この協会の理事会が定めるものに限る。)をしようとする場合には、前条の規定にかかわらず、この協会に対し、その貸付け(第10条の債務保証委託申込書の提出のあったものに限る。)をしたことを通知することにより、その貸付金につき保証した金額の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、この協会と融資機関との間に保証契約が成立する旨を定める契約を締結することができる。

(貸付けの報告)

第12条 融資機関は、第11条第4項に規定する債務保証書の交付を受けてその保証に係る資金の貸付け又は極度貸付に係る取引契約をしたときは、速やかに、この協会にその旨を報告するものとする。

2 前項の報告は、書面をもってする報告に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

(保証契約の変更)

第13条 被保証者は、やむを得ない事情によりこの協会の保証に係る債務の弁済期限そ

他の事項（当該保証契約の内容たるものに限る。）を変更し、引き続きこの協会の保証を受けようとするときは、この協会に対する保証契約変更申請書を債権者たる融資機関に提出するものとする。

- 2 融資機関は、前項の保証契約変更申請書を受理し、当該申請に係る保証契約の内容たる事項の変更を適当と認めたときは、当該申請書にその融資機関の意見書を添付して、この協会に送付するものとする。
- 3 この協会は、前項の書類を受理した場合においてその書類が第11条の規定により締結される保証契約に係るものであるときは、遅滞なく保証契約の変更の諾否を決定し、その変更を承諾することを決定したときは、保証契約変更書をその融資機関に交付するとともに当該被保証者に変更承諾の旨を通知するものとし、その変更を拒絶することを決定したときは、その旨を当該融資機関及び当該被保証者に通知するものとする。
- 4 第11条の規定により締結される保証契約の変更については、第10条第2項、第11条第2項及び第5項並びに前条の規定を準用する。
- 5 第11条の2の保証契約は、第2項の書類の送付により変更されるものとする。

第2節 保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件 (保証料)

第14条 この協会は、被保証者から元本の保証残高につき、農業近代化資金及び農業改良資金にあっては年1.00パーセント（ただし、融資対象物件以外の担保又は第三者保証人を徴求する場合にあっては年0.50パーセント）、青年等就農資金にあっては年0.50パーセント、農業近代化資金、農業改良資金及び青年等就農資金を除く特定資金並びに一般資金にあっては年2.00パーセントで計算した保証期間の保証料の総額の範囲内で、理事会で定めた割合で計算した額及び1の貸付け又は極度貸付に係る保証につき理事会で定めた額の合計額を保証料として徴収するものとする。

- 2 前項に規定する保証料は、特別の事情がある場合は、理事会の議決により、減免することができるものとする。

(保証料の徴収方法)

第15条 保証料は、融資機関が、この協会に代わって、この協会の定める方法に従って徴収するものとする。

- 2 この協会は、被保証者が保証料の納入を怠ったときは、納入すべき保証料の金額につき納入期日の翌日から納入のあった日までの日数に応じ、年10.75パーセント以内で理事会で定めた割合で計算した遅延損害金を課するものとし、当該遅延損害金は、融資機関がこの協会に代わって徴収するものとする。
- 3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 第2項の遅延損害金は、特別の事情がある場合は、理事会の議決により、減免することができるものとする。

(保証料の返れい)

第16条 保証料は、次の各号に掲げる場合のほか返れいしないものとする。

(1) 第14条第2項の規定による保証料の減免があった場合

(2) 違算により徴収すべき額を超える額の納入があった場合

(被保証者からの報告の徴収等)

第17条 この協会は、必要があると認めるときは、被保証者の業務及び財産の状況並びに債務の履行のための措置について報告を徴し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2 前項の場合において、被保証者は、同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は書類若しくは帳簿の閲覧を拒んではならないものとする。

(届出)

第18条 この協会の会員でない被保証者は、被保証者たる資格を失ったとき、又は次の事項について変更が生じたときは、速やかに、その旨をこの協会に通知しなければならないものとする。

(1) 氏名若しくは名称又は住所

(2) 法人たる被保証者にあつては、定款又は役員の氏名若しくは住所

第3節 保証債務の弁済並びに求償権の行使及びその償却

(被保証債権の取立て)

第19条 被保証者がこの協会の保証に係る債務の弁済期限到来の日(分割償還の場合は、各償還期日。以下同じ。)又は期限の利益を失った日において、なおその債務の全部又は一部の履行をしない場合には、融資機関は、この協会が保証していない債権の取立てと同じ方法をもって債権の取立てをするものとする。

(保証債務の弁済)

第20条 この協会は、被保証者がこの協会の保証に係る債務の弁済期限到来の日又は期限の利益を失った日から3月を経過してなおその債務の全部又は一部の履行をしない場合において、融資機関からこの協会に対して保証債務の弁済の請求があったときは、速やかに、これを弁済するものとする。ただし、3月を経ずして保証債務の弁済の請求があった場合であっても、特別の事由により必要があると認めたときは、これを弁済することができる。

2 前項の請求は、融資機関が代位弁済請求書を提出してこれを行うものとし、債務の弁済期限到来の日又は被保証者が期限の利益を失った日から1年を経過した日以後においては、これを行うことができないものとする。

3 前項の代位弁済請求書の提出は、書面をもってする提出に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

(保証債務の免責)

第21条 融資機関に故意又は重大な過失があったためこの協会の保証に係る債権の全部

又は一部の履行を受けることができなかった場合には、この協会は、当該融資機関が適当な措置をとれば弁済を受けることができたであろう限度において、弁済の義務を免れるものとする。

(求償権の取得)

第22条 この協会は、保証債務の弁済をしたとき（センターが保証債務の弁済をしたときを含む。）は、その時において、当該被保証者に対し、その弁済した金額に相当する求償権を取得するものとする。

2 この協会は、前項の規定によりこの協会が取得する求償権に対し、代位弁済した日から次条第2項に規定する求償権の行使方法により定められた弁済期限到来の日までの日数に応じ、その残高につき年9パーセント以内で理事会で定めた割合で計算した利息を、弁済期限到来の日の翌日から弁済のあった日までの日数に応じ、その支払いを受けるべき金額につき年10.75パーセント以内で理事会で定めた割合で計算した遅延損害金を当該債務者に課するものとする。

3 前項の利息及び遅延損害金には、第14条第2項及び第15条第3項の規定を準用する。

(求償権の行使方法)

第23条 前条の規定によりこの協会が求償権を取得したときは、遅滞なく、その旨を当該債務者に通知するものとする。

2 前項の通知をしたときは、この協会は、その者にその求償権の行使方法を提示するものとする。

(求償権の償却)

第24条 この協会が第22条の規定により取得した求償権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の承認を得て、その全部又は一部を償却することができる。

- (1) 当該求償権に係る債務の債務者の破産手続開始の決定等の理由により、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合
- (2) 当該求償権に係る債務の債務者が天災地変その他の事情により著しい損害を受け、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、当該求償権に係る債務の弁済が著しく困難であると認められる場合

第3章 副保証業務

第1節 副保証契約の締結及び変更

(基本契約)

第24条の2 この協会は、定款及びこの業務方法書に従って行う副保証業務を運営するために必要な事項について、公庫及び受託農協とあらかじめ基本契約を締結するものとする。

(委託による副保証)

第24条の3 この協会は、農協保証債務を負担する受託農協の委託によって副保証する。

(副保証の委託申込及び副保証契約の締結)

第24条の4 この協会に副保証を委託しようとする受託農協は、この協会に対する副保証委託申込書に貸付資金に係る借入申込書等融資関係書類を添付してこの協会に提出するものとする。

2 この協会は、前項の書類を受理したときは、すみやかに審査し、必要があると認めるときは、受託農協を通じて貸付資金の借入申込みをした者について実地に調査するものとする。

3 この協会は、前項の審査又は調査をしたときは、遅滞なく、副保証の委託申込みに対する諾否を決定し、その副保証委託申込みを承諾することを決定したときは、受託農協に承諾の旨を通知するものとし、その副保証委託申込みを拒絶することを決定したときは、受託農協にその旨を通知するものとする。

4 前項の承諾通知を受けた受託農協が、前項の承諾に係る資金を貸し付けようとするときは、副保証委託証書をこの協会に提出するものとし、この協会は、副保証委託証書を受理したときは、直ちに副保証に係る債務保証書を公庫に交付するものとする。

5 第1項の副保証委託申込書及び借入申込書等融資関係書類の提出、第3項の承諾又は拒絶の通知並びに前項の副保証委託証書の提出及び債務保証書の交付は、書面をもって行うことに代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

(貸付けの報告)

第24条の5 公庫は、前条第4項に規定する副保証に係る債務保証書の交付を受けてその副保証に係る貸付けをしたときは、遅滞なく、この協会にその旨を報告するものとする。

2 前項の報告は、書面をもってする報告に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

(副保証契約の変更)

第24条の6 受託農協は、副保証の付されている貸付資金に係る債務の弁済期限その他の事項を変更し、引き続きこの協会の副保証を受けようとするときは、この協会に対する副保証契約変更申請書をこの協会に提出するものとする。

2 この協会は、前項の書類を受理したときは、遅滞なく副保証契約の変更の諾否を決定し、その変更を承諾することを決定したときは、副保証契約変更書を公庫に交付するとともに当該受託農協に変更を承諾する旨を通知するものとし、その変更を拒絶することを決定したときは、その旨を公庫及び当該受託農協に通知するものとする。

3 第24条の4の規定により締結される副保証契約の変更については、第24条の4第2項及び第5項並びに前条の規定を準用する。

第2節 保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件

(保証料)

第24条の7 この協会は、受託農協から貸付資金の元本に係る副保証債務の残高につき、年1.60パーセントで計算した保証期間の保証料の総額の範囲内で、理事会で定めた割合で計算した額及び1の貸付けに係る副保証につき理事会で定めた額の合計額を保証料として徴収するものとする。

2 前項に規定する保証料は、特別の事情がある場合は、理事会の議決により、減免することができるものとする。

(借入者からの報告の徴収等)

第24条の8 この協会は、必要があると認めるときは、借入者の業務及び財産の状況並びに債務の履行のための措置について受託農協を通じて報告を徴し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2 この協会が前項の報告の徴収又は書類若しくは帳簿の閲覧の必要があると認めたときは、受託農協はすみやかにこの協会の指示に従うものとする。

3 第1項の場合において、借入者は、同項の規定に違反して報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は書類若しくは帳簿の閲覧を拒んではならないものとする。

(届出)

第24条の9 受託農協は、第5条第2号の副保証の被保証人たる資格を失ったときは、遅滞なく、その旨をこの協会に通知しなければならないものとする。

2 受託農協は、この協会の会員でない借入者に次の事項について変更が生じたときは、遅滞なく、その旨をこの協会に通知しなければならないものとする。

(1) 氏名若しくは名称又は住所

(2) 法人たる借入者にあつては、定款又は役員の氏名若しくは住所

(債務履行のために取るべき措置の要請)

第24条の10 この協会は、受託農協に対し、借入者の債務の履行のためにとるべき措置について要請することができる。

(準用規定)

第24条の11 保証料の徴収方法及び保証料の返れいについては、第15条及び第16条の規定を準用する。

第3節 副保証債務の弁済並びに求償権の行使及びその償却

(被保証債権の取立て)

第24条の12 借入者が、この協会の副保証に付されている貸付資金に係る弁済期限到来の日(分割償還の場合は、各償還日。以下同じ。)又は期限の利益を失った日において、なおその債務の全部又は一部の履行をしない場合には、受託農協は、この協会が副保証をしていない債権の取立てと同じ方法をもって債権の取立てをするものとする。

(副保証債務の弁済)

第24条の13 この協会は、受託農協の農協保証債務に係る貸付資金の弁済期限到来の日又は期限の利益を失った日から3月を経過してなおその農協保証債務に係る貸付資金

の債務の全部又は一部の履行をしない場合において、公庫からこの協会に対して副保証に係る保証債務（以下「副保証債務」という。）の弁済の請求があったときは、この協会と公庫との間で締結する副保証基本契約に基づきこれを弁済するものとする。ただし、3月を経ずして保証債務の弁済の請求があった場合であっても、特別の事由により必要があると認めたときは、これを弁済することができる。

2 前項の請求は、公庫が代位弁済請求書を提出してこれを行うものとし、農協保証債務に係る債務の弁済期限到来の日又は農協保証債務に係る債務が期限の利益を失った日から6月を経過した日以後においては、これを行うことができないものとする。ただし、この協会が、特別の事由により必要があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の代位弁済請求書の提出は、書面をもってする提出に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

（副保証債務の免責）

第24条の14 受託農協に故意又は重大な過失があったためこの協会の副保証に係る債権の全部又は一部の履行を受けることができなかった場合には、この協会は、当該受託農協が適当な措置をとれば弁済を受けることができたであろう限度において、弁済の義務を免れるものとする。

2 業務委託契約に基づき受託農協が公庫に損害賠償の責に任ずることとなった場合には、この協会は、当該貸付資金に係る副保証債務の全部又は一部の弁済の義務を免れるものとする。

（求償権の取得）

第24条の15 この協会は、その副保証債務の弁済をしたときは、その時において、受託農協に対し、その弁済した金額に相当する求償権を取得するものとする。

2 この協会がその副保証債務を弁済したときは、受託農協は、当該副保証債務に係る借入者に対して、この協会が弁済した金額に相当する求償権を取得するものとする。

3 第1項の求償権に係る利息及び遅延損害金の利率は、第22条第2項の規定を準用する。ただし、理事会が特に必要と認めた場合には、第2項の求償権に係る利息及び遅延損害金と同額とすることができる。

4 前項の利息及び遅延損害金には、第14条第2項及び第15条第3項の規定を準用する。

（求償権の行使方法等）

第24条の16 前条第1項の規定によりこの協会が求償権を取得したときは、遅滞なく、その旨を受託農協に通知するものとする。

2 この協会が取得した前条第1項の求償権の行使方法は、同条第2項の求償権の行使方法に準ずるものとする。ただし、受託農協の求償権の行使が適切でないときこの協会が認めた場合は、この限りでない。

3 受託農協は、前条第2項の求償権の行使のために、受託農協が公庫に対し直接保証責任を履行して取得した求償権の行使と同様の措置を講じなければならない。

(求償権に係る回収金の措置)

第24条の17 業務委託契約に基づき、受託農協が第24条の15第2項の規定により取得した求償権に係る貸付資金の回収を行ったときは、当該求償権に係る貸付資金とこの協会が弁済した金額の割合により按分した金額に相当する額を、この協会に対する当該求償権に係る債務の弁済に充てなければならない。

2 前項の債務の弁済は、理事会で定めた期日までに納付するものとし、納付が遅滞したときは、前項の回収金の額に年10.75%以内で理事会で定めた割合で計算した遅延損害金を受託農協に課するものとする。

(求償権の償却)

第24条の18 受託農協が第24条の15第2項に定める副保証債務に係る借入者に対する求償権の全部又は一部を償却しようとするときは、あらかじめこの協会と協議を行わなければならない。

2 この協会は、受託農協が前項の規定により求償権の全部又は一部を償却したときは、理事会の承認を得て当該求償権に相当するこの協会の求償権の全部又は一部を償却することができる。

(求償権償却後における回収金の措置)

第24条の19 この協会及び受託農協がその求償権を償却した後に、受託農協が当該求償権に係る回収を行ったときは、第24条の17の規定に準じて処理するものとする。

第4章 融資機関に対する資金の供給

(基本契約)

第24条の20 この協会は、定款及びこの業務方法書に従って行う農業経営改善促進資金に係る資金の供給業務を運営するために必要な事項について融資機関（第1条第1号イ及びオに掲げるものを除く。）とあらかじめ基本契約を締結するものとする。

(供給の条件)

第24条の21 この協会が、融資機関へ農業経営改善促進資金に係る資金を供給する場合の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 供給方法 定期の預（貯）金（ただし、農業協同組合法第10条第1項第2号の事業のみを行う農業協同組合については、貸付けの方法により行うことができる。）
- (2) 利率 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱第6の2の（2）の②の（イ）に規定する預託利率
- (3) 期限 1年以内

第5章 雑 則

(融資機関等からの報告の徴収)

第25条 この協会は、この協会の保証に係る貸付債権の回収状況その他の事項及び農業経営改善促進資金に係る貸付状況その他の事項に関し、融資機関及び受託農協から報告を求めることができる。

(融資機関等の守るべき条件)

第26条 融資機関及び受託農協は、常にこの協会の保証に係る債権の保全に必要な注意を払い、債務の履行を困難とする事情を予見し、又は知ったときは、速やかに、その旨をこの協会に通知し、かつ、適当と認める措置を講ずるものとする。

(証拠書類等の保存)

第27条 この協会の債務の保証のために用いた帳簿及び証拠書類等は、その保証債務の消滅後3年間保存するものとする。

(業務の委託)

第28条 この協会は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、適当と認められる融資機関にこの協会の業務（債務の保証の決定及び資金の供給の決定を除く。）の一部を委託することができる。

(書類の経由)

第29条 この協会の保証を受けようとする者及び被保証者がこの業務方法書に基づき、この協会に提出する書類は、当該保証に係る融資機関を経由して提出するものとする。

2 前項の書類の提出は、書面をもってする提出に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

附則

1 この業務方法書は、この協会が成立した日から実施する。

2 この協会が農業信用基金協会法（昭和36年法律第204号）附則第2条第2項及び同法附則第5条第1項の規定により承継した保証債務の内容となっている事項がこの業務方法書の規定と異なる場合には、これらの保証債務の内容となる事項は、この業務方法書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この業務方法書の実施の際、現に貸し付けられている農業近代化資金に係る保証（農業信用基金協会法附則第2条第2項及び同法附則第5条第1項の規定により承継した債務に係るものを除く。）の委託申込み及び保証契約の締結については、第10条及び第11条の規定を準用する。

4 この協会が開拓融資保証法の廃止に関する法律（昭和48年法律第49号）第3条第1項の規定により奈良県開拓融資保証協会と締結した地方承継契約の定めるところにより承継した権利及び義務に関する業務については、この業務方法書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この業務方法書の変更は、昭和38年9月3日から実施する。

附則

- 1 この業務方法書の変更は、昭和40年11月1日から実施する。
- 2 この業務方法書の変更の実施の際、現に変更前の業務方法書第10条の規定による債務保証委託書を提出した者についての保証の委託申込み及び保証契約の締結に係る手続については、なお従前の例による。

附則

- 1 この業務方法書の変更は、昭和41年8月1日から実施する。
- 2 昭和41年3月31日以前において行った保証に係る1被保証者についての保証の金額の最高限度、保証の範囲及び保証料については、改正後の第4条、第7条及び第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この業務方法書の変更は、昭和41年12月6日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、昭和42年11月20日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、昭和43年9月1日から実施する。

附則

- 1 この業務方法書の変更は、昭和45年8月20日から実施する。(以下「実施日」という。)
- 2 この業務方法書の変更の実施日前に締結されている契約にかかるものについては、当該契約を変更する場合を除き、なお従前の例による。

附則

この業務方法書の変更は、昭和47年8月23日から実施する。

附則

- 1 この業務方法書の変更は、昭和48年9月1日(以下「実施日」という。)から実施する。
- 2 この業務方法書の変更の実施日前に締結されている契約に係るもので、業務方法書第7条については、当該契約を変更する場合を除き、なお従前の例による。

附則

この業務方法書の変更は、昭和49年10月1日(地方承継日)から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、昭和53年8月19日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、昭和55年9月1日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、昭和55年9月30日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、昭和５８年１０月１日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、昭和６１年９月１１日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、昭和６２年１０月１日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、昭和６３年７月２８日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成２年８月２３日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成４年８月１４日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成６年９月５日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成９年９月２４日から実施する。

附則

１ この業務方法書の変更は、平成１１年９月２０日から実施する。

２ 変更前の第２条第１項第１号の規定に基づき、この業務方法書の変更認可のあった日に現に奈良県信用農業協同組合連合会に預金されているものについては、なお従前の例による。

附則

この業務方法書の変更は、平成１２年９月１日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成１３年５月１７日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成１４年９月５日から実施する。

附則

１ この業務方法書の変更は、平成１５年９月２９日から実施する。ただし、第２条の２の見出し、第３条第１項及び第２４条の２１第２号中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」とする変更は、平成１５年１０月１日から実施する。

２ 平成１５年９月２９日から平成１５年９月３０日までの間は、第３条第２項第８号の規定中「独立行政法人農畜産業振興機構」とあるのは「農畜産業振興事業団」と読み替えるものとする。

附則

この業務方法書の変更は、平成１６年９月２７日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成１７年９月１日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成19年9月25日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成20年9月1日から実施する。

ただし、変更後の第1条第2号、第3条第2項第4号及び第5条第2号の規定は、平成20年10月1日から適用する。

附則

この業務方法書の変更は、平成21年8月25日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成22年9月22日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成23年9月1日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成24年9月10日から実施する。

ただし、変更後の第3条第1項の規定は、変更前の社団法人全国農協保証センターが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項で準用する同法第106条第1項の規定に基づく設立の登記をした日から適用する。

附則

この業務方法書の変更は、平成25年9月17日から実施する。

附則

この業務方法書の変更は、平成26年4月1日から遡って適用する。

附則

この業務方法書の変更は、平成27年8月19日から施行する。

附則

この業務方法書の変更は、平成30年9月10日から施行する。

附則

この業務方法書の変更は、令和4年8月22日から施行する。

附則

この業務方法書の変更は、令和5年10月10日から施行する。